

第 6 2 号議案

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例
(足立区特別区税条例の一部改正)

第 1 条 足立区特別区税条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 9 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項中「3 万円」を「1 0 万円」に改める。

第 2 5 条第 1 項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3
万円」を「1 0 万円」に改める。

第 3 6 条の 1 0 第 1 項及び第 4 4 条第 1 項中「3 万円」を「1 0 万
円」に改める。

第 5 1 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第 5 1 条の 6 たばこ税の申告納税者が正当な理由がなくて第 5 1 条
の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による申告書を当該各項に規定する申
告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対
し、1 0 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定す
べき納期限は、その発行の日から 1 0 日以内とする。

第 5 6 条の次に次の 1 条を加える。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第 5 6 条の 2 鉱産税の納税者が正当な理由がなくて前条の規定によ
る申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた

場合においては、その者に対し、１０万円以下の過料を科する。

２ 前項の過料の額は、区長が定める。

３ 第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から１０日以内とする。

第５８条第１項中「３万円」を「１０万円」に改める。

付則第４条第１項中「平成２４年度」を「平成２７年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第２５条第１項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が２，０００頭以内である場合に限る。）」を「法附則第６条第４項に規定する場合」に、「送達されるとき」を「送達される時」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第１５条第１項に規定する総所得金額に係る区民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る区民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第２項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第２５条第１項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が２，０００頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第６条第５項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第６条第５項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

（足立区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条 足立区特別区税条例の一部を改正する条例（平成２０年足立区

条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

付則第 2 条第 9 項、第 16 項及び第 21 項中「平成 23 年 12 月 31 日」を「平成 25 年 12 月 31 日」に改める。

(足立区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 足立区特別区税条例の一部を改正する条例(平成 22 年足立区条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

付則第 1 条第 3 号中「平成 25 年 1 月 1 日」を「平成 27 年 1 月 1 日」に改める。

付則第 2 条第 5 項中「平成 25 年度」を「平成 27 年度」に改める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中足立区特別区税条例第 12 条第 1 項の改正規定、同条例第 25 条第 1 項の改正規定(「3 万円」を「10 万円」に改める部分に限る。)、同条例第 36 条の 10 第 1 項及び第 44 条第 1 項の改正規定、同条例第 51 条の 5 の次に 1 条を加える改正規定、同条例第 56 条の次に 1 条を加える改正規定、同条例第 58 条第 1 項の改正規定並びに付則第 3 条の規定 公布の日から起算して 2 月を経過した日

(2) 第 1 条中足立区特別区税条例付則第 4 条の改正規定及び次条の規定 平成 25 年 1 月 1 日

(区民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の足立区特別区税条例付則第 4 条の規定は、平成 25 年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、第 1 条の規定による改正前の足立区特別区税条例(以下「旧条例」という。)付則第 4 条第 1 項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成 24 年度分までの個人の区民税については、なお従前の例によ

る。

（罰則に関する経過措置）

第3条 この条例（付則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。

以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの付則の規定によりなお従前の例によることとされる区税及びこの付則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る区税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、罰則規定を見直すほか、税負担軽減措置等に係る規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。